

(別紙1ー一般) 同行援護従業者養成研修 カリキュラム及び講師の基準(令和7年3月31日まで)

科目名		研修時間	内容	講師の基準
講義	(1) 視覚障害者(児)福祉の制度とサービス	1	視覚障害者(児)福祉の制度とサービスの種類、内容、役割を理解する。 1 視覚障害者福祉の背景と同行 2 視覚障害者福祉の制度とサービス	・同行援護事業所の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・同行援護事業所のサービス提供責任者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・視覚障害者の施設等の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・社会福祉士(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・大学等で当該科目に関する分野を教育・研修している教員(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・障害者(児)福祉担当の行政関係職員
	(2) 同行援護の制度と従業者の業務	2	同行援護の制度と従業者の業務を理解する 1 同行援護の制度 2 同行援護の業務 3 関連機関との業務	・同行援護事業所の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・視覚障害者の施設等の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・同行援護事業所のサービス提供責任者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・社会福祉士(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・大学等で当該科目に関する分野を教育・研修している教員(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者)
	(3) 障害・疾病の理解①	2	業務において直面する頻度の高い障害・疾病を医学的、実践的視点で理解するとともに、援助の基本的な方向性を把握する 1 視覚障害についての理解 2 視覚障害の原因 3 見えの構造 4 同行援護の際の留意点	・同行援護事業所の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・視覚障害者の施設等の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・同行援護事業所のサービス提供責任者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・眼科医師(但し、主治医として、視覚障害者に対しての5年以上診療の経験を有する者) ・保健師又は看護師(但し、医療機関又は関係施設において視覚障害者(児)に対する看護業務に5年以上従事したことがある者) ・視能訓練士(但し、視覚障害者に対しての5年以上支援の経験を有する者)
	(4) 障害者(児)の心理①	1	視覚障害者(児)の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について把握する 1 先天性障害と途中障害 2 障害者の心理と人間関係	・同行援護事業所の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・視覚障害者の施設等の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・同行援護事業所のサービス提供責任者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・大学等で当該科目に関する分野を教育・研修している教員(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(但し、医療機関又は関係施設において視覚障害者(児)に対する看護業務に5年以上従事したことがある者) ・社会福祉士(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者)
	(5) 情報支援と情報提供	2	移動中の必要な情報支援、情報提供の基礎を習得する 1 言葉による情報提供の基礎 2 移動中の口頭による情報提供 3 状況や場面別での情報提供	・同行援護事業所の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・視覚障害者の施設等の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・同行援護事業所のサービス提供責任者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・視覚障害者の施設等の管理者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・社会福祉士(但し、視覚障害者(児)福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) 当該科目に関する分野を教育・研修している教員(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(但し、医療機関又は関係施設において視覚障害者(児)に対する看護業務に6年以上従事したことがある者)

科目名		研修時間	内容	講師の基準
講義	(6) 代筆・代読の基礎知識	2	情報支援としての代筆・代読の方法を習得する 1 代読 2 代筆 3 点字・音訳の基礎	・同行援護事業所の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・視覚障害者の施設等の管理者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・同行援護事業所のサービス提供責任者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・社会福祉士(但し、視覚障害者(児)福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・大学等で当該科目に関する分野を教育・研修している教員(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(但し、医療機関又は関係施設において視覚障害者(児)に対する看護業務に5年以上従事したことがある者) ・視覚障害者ガイドヘルパー(但し、視覚障害者(児)福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・同行援護従業者養成研修応用課程修了者(但し、視覚障害者(児)福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・点字図書館の職員(点字図書館で視覚障害者に対して5年以上支援の経験を有する者)
	(7) 同行援護の基礎知識	2	同行援護の目的と機能を理解し、基本原則を把握する 1 視覚障害者への接し方 2 視覚障害者の社会参加 3 視覚障害者の行動技術 4 同行援護の留意点 5 舗装具・用具の知識	
演習	(8) 基本技能	4	基本的な移動支援の技術を習得する 1 あいさつから基本姿勢まで 2 基本姿勢と留意点 3 してはいけないこと 4 歩行、曲がる 5 狭い場所の通過 6 ドアの通過 7 いすへの誘導 8 段差・階段 9 交通機関の利用の基本	
	(9) 応用技能	4	応用的な移動支援の技術を習得する 1 環境に応じた歩行 2 さまざまな階段 3 さまざまなドア 4 エレベーター 5 エスカレーター 6 車の乗降	
計		20		注 講師の基準に定めのない者で、その者の業績を審査することによって、当該科目を教授する能力を十分に有していると認められる場合は、当該者を講師とすることができるものとする。

(別紙1ー応用) 同行援護従業者養成研修 カリキュラム及び講師の基準(令和7年3月31日まで)

科目名		研修時間	内容	講師の基準
講義	(1) 障害・疾病の理解②	1	業務において直面する障害・疾病を医学的、実践的視点でより深く理解する 1 「見える」ということ 2 「見えること」と「行動」 3 弱視の見え方・見えにくさ 4 盲重複障害について	・同行援護事業所の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・視覚障害者の施設等の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・同行援護事業所のサービス提供責任者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・眼科医師(但し、主治医として、視覚障害者に対しての5年以上診療の経験を有する者) ・保健師又は看護師(但し、医療機関又は関係施設において視覚障害者(児)に対する看護業務に5年以上従事したことがある者) ・視能訓練士(但し、視覚障害者に対しての5年以上支援の経験を有する者)
	(2) 障害者(児)の心理②	1	視覚障害者(児)の心理に対する理解を深め、適切な対応ができるよう習得する。 1 障害の受容 2 家族の心理 3 視覚障害者の人間関係	・同行援護事業所の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・視覚障害者の施設等の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・同行援護事業所のサービス提供責任者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・大学等で当該科目に関する分野を教育・研修している教員(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(但し、医療機関又は関係施設において視覚障害者(児)に対する看護業務に5年以上従事したことがある者) ・社会福祉士(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者)
演習	(3) 場面別基本技能	3	日常的な外出先での技術を学ぶ 1 窓口やカウンター 2 買い物 3 雨、雪の日 4 金銭、カード	・同行援護事業所の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・視覚障害者の施設等の管理者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・同行援護事業所のサービス提供責任者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・社会福祉士(但し、視覚障害者(児)福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・大学等で当該科目に関する分野を教育・研修している教員(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(但し、医療機関又は関係施設において視覚障害者(児)に対する看護業務に5年以上従事したことがある者) ・視覚障害者ガイドヘルパー(但し、視覚障害者(児)福祉関係で5年以上の実務経験を有する者)
	(4) 場面別応用技能	3	目的に応じた外出先での技術を習得する 1 病院、薬局 2 式典、会議、研修など 3 冠婚葬祭 4 盲導犬ユーザーへの対応	・同行援護事業所の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・視覚障害者の施設等の管理者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・同行援護事業所のサービス提供責任者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・社会福祉士(但し、視覚障害者(児)福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・大学等で当該科目に関する分野を教育・研修している教員(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(但し、医療機関又は関係施設において視覚障害者(児)に対する看護業務に5年以上従事したことがある者) ・視覚障害者ガイドヘルパー(但し、視覚障害者(児)福祉関係で5年以上の実務経験を有する者)
	(5) 交通機関の利用	4	交通機関での移動支援技術を習得する 1 バス、電車の乗降 2 駅の改札 * 実際の公共交通機関等を利用すること	・同行援護従業者養成研修応用課程修了者(但し、視覚障害者(児)福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・点字図書館の職員(点字図書館で視覚障害者に対して5年以上支援の経験を有する者)
計		12		注 講師の基準に定めのない者で、その者の業績を審査することによって、当該科目を教授する能力を十分に有していると認められる場合は、当該者を講師とすることができるものとする。

(別紙1ー一般) 同行援護従業者養成研修 カリキュラム及び講師の基準(令和7年4月1日から)

科目名		研修 時間	免除	内容	講師の基準
講 義	(1) 外出保障	1	-	○ 外出保障とは ○ 外出保障の歴史 ○ 外出保障の現状	・同行援護事業所の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・同行援護事業所のサービス提供責任者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・視覚障害者の施設等の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・社会福祉士(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・大学等で当該科目に関する分野を教育・研修している教員(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・障害者(児)福祉担当の行政関係職員 ・視覚障害者移動支援従事者資質向上研修における有効期限内の指導者認定証を有する者
	(2) 視覚障害の理解と疾病①	1	-	○ 視覚障害の理解(視覚障害による不便さ、必要な情報)	・同行援護事業所の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・視覚障害者の施設等の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・同行援護事業所のサービス提供責任者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・眼科医師(但し、主治医として、視覚障害者に対しての5年以上診療の経験を有する者) ・保健師又は看護師(但し、医療機関又は関係施設において視覚障害者(児)に対する看護業務に5年以上従事したことがある者) ・視能訓練士(但し、視覚障害者に対しての5年以上支援の経験を有する者) ・視覚障害者移動支援従事者資質向上研修における有効期限内の指導者認定証を有する者
	(3) 視覚障害の理解と疾病②	0.5	○	○ 視覚障害と疾病の理解(様々な見えかた・見えにくさ、主な眼疾患の特徴とその見えにくさについての支援のポイント)	
	(4) 視覚障害者(児)の心理	1	-	○ 全盲の心理 ○ ロービジョンの心理 ○ 視機能低下の心理 ○ 障害発生時期の心理 ○ 外出時の心理	・同行援護事業所の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・視覚障害者の施設等の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・同行援護事業所のサービス提供責任者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・大学等で当該科目に関する分野を教育・研修している教員(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(但し、医療機関又は関係施設において視覚障害者(児)に対する看護業務に5年以上従事したことがある者) ・社会福祉士(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・視覚障害者移動支援従事者資質向上研修における有効期限内の指導者認定証を有する者

科目名		研修 時間	免除	内容	講師の基準
	(5) 視覚障害者 (児)福祉の制度と サービス	1.5	○	○ 障害者福祉の動向 ○ 障害者福祉に関連する法律 ○ 障害者総合支援法 ○ 視覚障害に関する施設等 ○ 障害者を対象としたその他の制度	・同行援護事業所の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・同行援護事業所のサービス提供責任者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・視覚障害者の施設等の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・社会福祉士(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・大学等で当該科目に関する分野を教育・研修している教員(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・障害者(児)福祉担当の行政関係職員 ・視覚障害者移動支援従事者資質向上研修における有効期限内の指導者認定証を有する者
	(6) 同行援護の制 度	1	-	○ 同行援護以前の外出支援制度の歴史 ○ 同行援護制度の概要 ○ 他の外出支援制度との関係 ○ 同行援護制度の課題	・同行援護事業所の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・視覚障害者の施設等の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・同行援護事業所のサービス提供責任者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・社会福祉士(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・大学等で当該科目に関する分野を教育・研修している教員(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・視覚障害者移動支援従事者資質向上研修における有効期限内の指導者認定証を有する者
	(7) 同行援護従業 者の実際と職業倫 理	2.5	○	○ 同行援護従業者の業務内容 ○ 同行援護従業者の職業倫理 ○ 同行援護の実際(様々な利用者への対応等)	・同行援護事業所の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・視覚障害者の施設等の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・同行援護事業所のサービス提供責任者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・社会福祉士(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・大学等で当該科目に関する分野を教育・研修している教員(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・視覚障害者移動支援従事者資質向上研修における有効期限内の指導者認定証を有する者
	(8) 情報提供	2	-	○ 情報提供とは ○ 情報提供の内容 ○ 場面別情報提供の実際 ○ 情報提供時の配慮 ○ 演習(3題程度)	・同行援護事業所の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・視覚障害者の施設等の管理者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・同行援護事業所のサービス提供責任者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・社会福祉士(但し、視覚障害者(児)福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・大学等で当該科目に関する分野を教育・研修している教員(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(但し、医療機関又は関係施設において視覚障害者(児)に対する看護業務に5年以上従事したことがある者) ・視覚障害者移動支援従事者資質向上研修における有効期限内の指導者認定証を有する者

科目名		研修 時間	免除	内容	講師の基準
講 義 ・ 演 習	(9)代筆・代読①	1	-	○ 代読(業務における代読、代読の範囲・基本的な方法、留意点) ○ 代筆(業務における代筆、代筆の範囲・基本的な方法、留意点・代筆できないもの) ○ 演習(代読1題・代筆1題)	・同行援護事業所の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・視覚障害者の施設等の管理者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・同行援護事業所のサービス提供責任者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・社会福祉士(但し、視覚障害者(児)福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・大学等で当該科目に関する分野を教育・研修している教員(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者)
	(10)代筆・代読②	0.5	○	○ 代読・代筆の具体的な方法	・保健師又は看護師(但し、医療機関又は関係施設において視覚障害者(児)に対する看護業務に5年以上従事したことがある者) ・視覚障害者ガイドヘルパー(但し、視覚障害者(児)福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・同行援護従業者養成研修応用課程修了者(但し、視覚障害者(児)福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・点字図書館の職員(点字図書館で視覚障害者に対して5年以上支援の経験を有する者) ・視覚障害者移動支援従事者資質向上研修における有効期限内の指導者認定証を有する者
	(11)誘導の基本技術①	4	-	○ 椅子への誘導・階段(スロープ、溝などをまたぐ、段差)	・同行援護事業所の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・視覚障害者の施設等の管理者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・同行援護事業所のサービス提供責任者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・社会福祉士(但し、視覚障害者(児)福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・大学等で当該科目に関する分野を教育・研修している教員(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者)
	(12)誘導の基本技術②	3	○	○ 基本姿勢・歩く(誘導の考え方、あいさつ、基本姿勢、やってはいけないこと、歩く、止まる、曲がる、方向転換) ○ 狭いところの通過、ドアの通過	・保健師又は看護師(但し、医療機関又は関係施設において視覚障害者(児)に対する看護業務に5年以上従事したことがある者) ・視覚障害者ガイドヘルパー(但し、視覚障害者(児)福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・同行援護従業者養成研修応用課程修了者(但し、視覚障害者(児)福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・点字図書館の職員(点字図書館で視覚障害者に対して5年以上支援の経験を有する者) ・視覚障害者移動支援従事者資質向上研修における有効期限内の指導者認定証を有する者

科目名		研修 時間	免除	内容	講師の基準
演 習	(13)誘導の応用技術(場面別・街歩き)①	4	-	○ 共通(トイレ、食事) ○ 街歩き(歩道、歩車道の区別ない道路、天候、踏切、グレーチング、混雑地、様々なドア、様々な階段)	・同行援護事業所の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・視覚障害者の施設等の管理者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・同行援護事業所のサービス提供責任者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・社会福祉士(但し、視覚障害者(児)福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・大学等で当該科目に関する分野を教育・研修している教員(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者)
	(14)誘導の応用技術(場面別・街歩き)②	1	○	○ 場面別(病院・薬局、買い物、行政窓口、金融機関、会議・研修、余暇活動、冠婚葬祭)	・保健師又は看護師(但し、医療機関又は関係施設において視覚障害者(児)に対する看護業務に5年以上従事したことがある者) ・視覚障害者ガイドヘルパー(但し、視覚障害者(児)福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・同行援護従業者養成研修応用課程修了者(但し、視覚障害者(児)福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・点字図書館の職員(点字図書館で視覚障害者に対して5年以上支援の経験を有する者) ・視覚障害者移動支援従事者資質向上研修における有効期限内の指導者認定証を有する者
	(15)交通機関の利用	4	-	○ 電車の乗降 ○ バスの乗降 ○ 車の乗降 ○ 船・飛行機の乗降	・同行援護事業所の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・視覚障害者の施設等の管理者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・同行援護事業所のサービス提供責任者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・社会福祉士(但し、視覚障害者(児)福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・大学等で当該科目に関する分野を教育・研修している教員(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(但し、医療機関又は関係施設において視覚障害者(児)に対する看護業務に5年以上従事したことがある者) ・視覚障害者ガイドヘルパー(但し、視覚障害者(児)福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・同行援護従業者養成研修応用課程修了者(但し、視覚障害者(児)福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・点字図書館の職員(点字図書館で視覚障害者に対して5年以上支援の経験を有する者) ・視覚障害者移動支援従事者資質向上研修における有効期限内の指導者認定証を有する者
計		28			注 講師の基準に定めのない者で、その者の業績を審査することによって、当該科目を教授する能力を十分に有していると認められる場合は、当該者を講師とすることができるものとする。

(別紙1－応用) 同行援護従業者養成研修 カリキュラム及び講師の基準(令和7年4月1日から)

科目名		研修 時間	免除	内容	講師の基準
講 義	(1) サービス提供 責任者の業務	1	-	○ 事業所の体制 ○ 事業所の役割 ○ サービス提供責任者の役割 ○ サービス提供責任者の業務	・同行援護事業所の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・視覚障害者の施設等の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・同行援護事業所のサービス提供責任者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・社会福祉士(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・大学等で当該科目に関する分野を教育・研修している教員(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・視覚障害者移動支援従事者資質向上研修における有効期限内の指導者認定証を有する者
	(2) 様々な利用者 への対応	1	-	○ 高齢化、障害の重度化・重複化の現状 ○ 高齢の視覚障害者、重複障害者への支援の留意点	・同行援護事業所の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・視覚障害者の施設等の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・同行援護事業所のサービス提供責任者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・眼科医師(但し、主治医として、視覚障害者に対しての5年以上診療の経験を有する者) ・保健師又は看護師(但し、医療機関又は関係施設において視覚障害者(児)に対する看護業務に5年以上従事したことがある者) ・視能訓練士(但し、視覚障害者に対しての5年以上支援の経験を有する者) ・視覚障害者移動支援従事者資質向上研修における有効期限内の指導者認定証を有する者
	(3) 個別支援計画 と他機関との連携	1	-	○ 個別支援計画の策定 ○ 関係機関との連携	・同行援護事業所の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・視覚障害者の施設等の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・同行援護事業所のサービス提供責任者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・大学等で当該科目に関する分野を教育・研修している教員(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(但し、医療機関又は関係施設において視覚障害者(児)に対する看護業務に5年以上従事したことがある者) ・社会福祉士(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・視覚障害者移動支援従事者資質向上研修における有効期限内の指導者認定証を有する者
	(4) 業務上のリス クマネジメント	1	-	○ 事業所のリスクマネジメント ○ 同行援護従業者のリスクマネジメント ○ 事故発生時の管理体制	・同行援護事業所の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・視覚障害者の施設等の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・同行援護事業所のサービス提供責任者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・社会福祉士(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・大学等で当該科目に関する分野を教育・研修している教員(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・視覚障害者移動支援従事者資質向上研修における有効期限内の指導者認定証を有する者

科目名		研修 時間	免除	内容	講師の基準
	(5) 従業者研修の実施	1	-	○ 従業者研修の目的 ○ 従業者研修の内容 ○ 従業者の質の向上のための工夫	・同行援護事業所の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・視覚障害者の施設等の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・同行援護事業所のサービス提供責任者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・社会福祉士(但し、視覚障害者(児)福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・大学等で当該科目に関する分野を教育・研修している教員(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(但し、医療機関又は関係施設において視覚障害者(児)に対する看護業務に5年以上従事したことがある者) ・視覚障害者移動支援従事者資質向上研修における有効期限内の指導者認定証を有する者
	(6) 同行援護の実務上の留意点	1	-	○ 同行援護の制度上の留意点 ○ 同行援護の実務上の留意点 ○ 介護保険制度との関係	・同行援護事業所の管理者(但し、視覚障害者福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・視覚障害者の施設等の管理者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・同行援護事業所のサービス提供責任者(但し、視覚障害者福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・社会福祉士(但し、視覚障害者(児)福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・大学等で当該科目に関する分野を教育・研修している教員(但し、視覚障害者(児)福祉関係の5年以上の実務経験を有する者) ・保健師又は看護師(但し、医療機関又は関係施設において視覚障害者(児)に対する看護業務に5年以上従事したことがある者) ・視覚障害者ガイドヘルパー(但し、視覚障害者(児)福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・同行援護従業者養成研修応用課程修了者(但し、視覚障害者(児)福祉関係で5年以上の実務経験を有する者) ・点字図書館の職員(点字図書館で視覚障害者に対して5年以上支援の経験を有する者) ・視覚障害者移動支援従事者資質向上研修における有効期限内の指導者認定証を有する者
計		6			注 講師の基準に定めのない者で、その者の業績を審査することによって、当該科目を教授する能力を十分に有していると認められる場合は、当該者を講師とすることができるものとする。